

平成 27 年

第 6 回可児市議会定例会議案

平成27年12月 1 日

目 次

| | | |
|---------|--|----|
| 議案第80号 | 平成27年度可児市一般会計補正予算（第3号）について | 1 |
| 議案第81号 | 平成27年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について | 1 |
| 議案第82号 | 平成27年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について | 2 |
| 議案第83号 | 平成27年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について | 2 |
| 議案第84号 | 平成27年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）について | 3 |
| 議案第85号 | 可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 4 |
| 議案第86号 | 可児市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について | 17 |
| 議案第87号 | 可児市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について | 19 |
| 議案第88号 | 可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について | 23 |
| 議案第89号 | 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について | 40 |
| 議案第90号 | 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について | 47 |
| 議案第91号 | 可児市文化創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 48 |
| 議案第92号 | 可児市兼山生き生きプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 53 |
| 議案第93号 | 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について | 56 |
| 議案第94号 | 可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定について | 58 |
| 議案第95号 | 指定管理者の指定について | 59 |
| 議案第96号 | 指定管理者の指定について | 60 |
| 議案第97号 | 指定管理者の指定について | 61 |
| 議案第98号 | 指定管理者の指定について | 62 |
| 議案第99号 | 指定管理者の指定について | 63 |
| 議案第100号 | 指定管理者の指定について | 64 |
| 議案第101号 | 指定管理者の指定について | 65 |
| 議案第102号 | 指定管理者の指定について | 66 |
| 議案第103号 | 指定管理者の指定について | 67 |
| 議案第104号 | 訴えの提起について | 68 |
| 議案第105号 | 訴えの提起について | 69 |

| | | |
|---------|------------------|----|
| 議案第106号 | 訴えの提起について..... | 70 |
| 議案第107号 | 市道路線の廃止について..... | 71 |
| 議案第108号 | 市道路線の認定について..... | 72 |

議案第80号

平成27年度可児市一般会計補正予算（第3号）について

平成27年度可児市一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

平成27年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

議案第81号

平成27年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

平成27年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成27年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

議案第82号

平成27年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

平成27年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成27年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

議案第83号

平成27年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
について

平成27年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のと
おり定める。

平成27年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

議案第84号

平成27年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）について

平成27年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成27年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

議案第85号

可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年可児市条例第23号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 特定個人情報ファイル 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> |
| <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 <u>実施機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務の処理に関して、効率的に</u></p> | <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 <u>別表第1の左欄に掲げる実施機関は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関</u></p> |

検索し、及び管理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

2 別表の左欄に掲げる実施機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 (略)

して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

2 別表第2の左欄に掲げる実施機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 実施機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務の処理に関して、効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 (略)

別表第1 (第4条関係)

| 実施機関 | 事務 |
|---------|--|
| 1 市長 | 可児市福祉医療費助成に関する条例（昭和50年可児町条例第30号）によるこどもの医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 2 市長 | 可児市小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業実施要綱（平成25年可児市訓令甲第10号）による小児慢 |

| | |
|----------|---|
| | 性特定疾患児童日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの |
| 3 市長 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの |
| 4 市長 | 可児市福祉医療費助成に関する条例によるひとり親等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 5 市長 | 可児市福祉医療費助成に関する条例による重度心身障がい者の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 6 市長 | 可児市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則(昭和61年可児市規則第11号)による障がい児の育成に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| 7 市長 | 可児市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則による心身障がい者の福祉に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| 8 市長 | 可児市社会福祉法人等による利用者負担軽減事業実施要綱(平成24年可児市訓令甲第79号)による介護サービス等の利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの |
| 9 市長 | 可児市高齢者等介護用品購入助成事業実施要綱(平成25年可児市訓令甲第5号)による介護サービス等の給付に関する事務であって規則で定めるもの |
| 10 市長 | 可児市障がい者就労支援事業実施要綱(平成18年可児市訓令甲第54号)による障がい福祉サービスの利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 11 市長 | 可児市地域生活支援事業実施要綱(平成18年可児市訓令甲第55号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの |

別表(第4条関係)

| 実施機関 | 事務 | 特定個人情報 |
|------|------------------------------|--|
| 市長 | 税の収納管理及び滞納管理に関する事務であって規則で定める | 地方税法(昭和25年法律第226号)及び可児市国民健康保険条例(昭和36年可児町条例第16号)の規定により算定した国民健康保 |

別表第2(第4条関係)

| 実施機関 | 事務 | 特定個人情報 |
|---------|------------------------------|--|
| 1 市長 | 保育所における障がい児の支援に関する事務であって規則で定 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護(外国人)開 |

| | | | | | |
|----|-------------------------------------|---|---|--------------------------------------|--|
| | もの | 除税の税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報、当該国民健康保険税の徴収に関する情報又は生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの | | めるもの | 係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| | | | 2 | 障がい児の支援に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの |
| | | | 3 | 母子生活支援施設における保護の実施等に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報又は当該地方税の徴収に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| 市長 | 健康づくり推進事業及び健康増進事業に関する事務であって規則で定めるもの | 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給に関する情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの | | | |
| | | | 4 | 予防接種事業に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの 生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの |
| | | | 5 | 身体障がい者の福祉に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの |
| | | | 6 | 生活保護に関する事務であって規則で定めるもの | 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又 |

| | | |
|---------|-----------------------------|---|
| | | <p>は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の使用又は使用料の徴収に関する情報（以下「公営住宅関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> |
| 7 市長 | 個人市民税・県民税に関する事務であって規則で定めるもの | <p>健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの</p> |
| 8 市長 | 固定資産税に関する事務であって規則で定めるもの | <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> |

| | | |
|----------|--------------------------------|---|
| | | 障害者関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの |
| 9 市長 | 税の収納管理及び滞納管理に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの |
| 10 市長 | 国民健康保険税に関する事務であって規則で定めるもの | 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| | | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | | 生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの |
| 11 市長 | 市営住宅等の管理に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの |

| | | | | | |
|----|--|----|-----------------------------|---|-------------------------------|
| | | | | | って規則で定めるもの |
| 12 | 国民健康保険に 関する事務であ って規則で定め るもの | 市長 | 地方税関係情報であって規則で定 めるもの | 年金給付関係情報であって規則で 定めるもの | 生活保護関係情報であって規則で 定めるもの |
| | | | | | 生活保護（外国人）関係情報であ って規則で定めるもの |
| 13 | 国民年金に關す る事務であって 規則で定めるも の | 市長 | 地方税関係情報であって規則で定 めるもの | | |
| 14 | 知的障がい者の 福祉に関する事 務であって規則 で定めるもの | 市長 | 地方税関係情報であって規則で定 めるもの | 生活保護関係情報であって規則で 定めるもの | 生活保護（外国人）関係情報であ って規則で定めるもの |
| 15 | 高齢福祉に關す る事務であって 規則で定めるも の | 市長 | 地方税関係情報であって規則で定 めるもの | | |
| 16 | 母子家庭等に対 する福祉の措置 に関する事務で あって規則で定 めるもの | 市長 | | 生活保護（外国人）関係情報であ って規則で定めるもの | |
| 17 | 特別児童扶養手 当等の支給に關 する事務であつ て規則で定める もの | 市長 | 障害者関係情報であって規則で定 めるもの | 児童福祉法（昭和22年法律第164 号）による障害児入所支援又は措 置（同法第27条第1項第3号の措 置をいう。以下同じ。）に関する 情報であって規則で定めるもの | |
| 18 | 障がい者手当に 關する事務であ って規則で定め るもの | 市長 | 介護保険給付等関係情報であって 規則で定めるもの | 児童福祉法による障害児入所支援 又は措置に関する情報であって規 | |

| | | | | | |
|----|---|---------------------------|---------------------------------------|----|---------|
| | | | | | 則で定めるもの |
| 19 | 福祉手当に関する事務であって規則で定めるもの | 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの | 児童福祉法による障害児入所支援又は措置に関する情報であって規則で定めるもの | 市長 | |
| 20 | 後期高齢者医療保険に関する事務であって規則で定めるもの | 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの | 年金給付関係情報であって規則で定めるもの | 市長 | |
| | | | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの | | |
| | | | 生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの | | |
| 21 | 介護保険に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの | | 市長 | |
| 22 | 健康づくり推進事業及び健康増進事業に関する事務であって規則で定めるもの | 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの | 市長 | |
| | | | 生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの | | |
| 23 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの | 生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの | 市長 | |
| 24 | 可児市福祉医療費助成に関する条例によることものの医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの | 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの | 市長 | |
| | | | 児童福祉法による障害児入所支援又は措置に関する情報であって規則で定めるもの | | |
| | | | 生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの | | |

| | | | | | |
|--|----|---|--|--|---|
| | | | | | <p>って規則で定めるもの</p> <p>可児市福祉医療費助成に関する条例によるひとり親等の医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>可児市福祉医療費助成に関する条例による重度心身障がい者の医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> |
| | 25 | 可児市小児慢性 市長 特定疾患児童日 常生活用具給付 事業実施要綱に よる小児慢性特 定疾患児童日常 生活用具の給付 に関する事務で あって規則で定 めるもの | | | <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの</p> |
| | 26 | 生活に困窮する 市長 外国人に対する 生活保護法に準 ずる保護の決定 及び実施、就労 自立給付金の支 給、保護に要す る費用の返還又 は徴収金の徴収 に関する事務で あって規則で定 めるもの | | | <p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によ</p> |

| | | | | |
|--|----------|--|--|--|
| | | | | <p>る自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>公営住宅関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> |
| | 27 市長 | 可児市福祉医療費助成に関する条例によるひとり親等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの | <p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童福祉法による障害児入所支援又は措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>可児市福祉医療費助成に関する条例によるこどもの医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>可児市福祉医療費助成に関する条</p> | |

| | | | | | |
|----|---|---|---|---|--|
| | | | | | 例による重度心身障がい者の医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの |
| 28 | 可児市福祉医療費助成に関する条例による重度心身障がい者の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの | 可児市福祉医療費助成に関する条例による重度心身障がい者の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの | 可児市福祉医療費助成に関する条例による重度心身障がい者の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの | 可児市福祉医療費助成に関する条例による重度心身障がい者の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの | 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの |
| | | | | | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| | | | | | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| | | | | | 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| | | | | | 児童福祉法による障害児入所支援又は措置に関する情報であって規則で定めるもの |
| | | | | | 障害者関係情報であって規則で定めるもの |
| | | | | | 可児市福祉医療費助成に関する条例によるこどもの医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの |
| | | | | | 生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの |
| | | | | | 可児市福祉医療費助成に関する条例によるひとり親等の医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの |
| 29 | 可児市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則による障がい児の育成に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 可児市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則による障がい児の育成に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 可児市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則による障がい児の育成に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 可児市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則による障がい児の育成に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| 30 | 可児市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則による障がい児の育成に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 可児市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則による障がい児の育成に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 可児市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則による障がい児の育成に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 可児市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則による障がい児の育成に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |

| | | | | | | | |
|----|--|----|----------------------|--|----------------------|---------------------|--|
| | | | | る心身障がい者の福祉に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの | | | |
| 31 | 可児市社会福祉法人等による利用者負担軽減事業実施要綱による介護サービス等の利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの | 市長 | 地方税関係情報であって規則で定めるもの | 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの | 年金給付関係情報であって規則で定めるもの | | |
| | | | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの | 生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの | | | |
| | | | 32 | 可児市高齢者等介護用品購入助成事業実施要綱による介護サービス等の給付に関する事務であって規則で定めるもの | 市長 | 地方税関係情報であって規則で定めるもの | 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| | | | 33 | 可児市障がい者就労支援事業実施要綱による障がい福祉サービスの利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 市長 | 地方税関係情報であって規則で定めるもの | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| 34 | 可児市地域生活支援事業実施要綱による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 市長 | 地方税関係情報であって規則で定めるもの | 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの | | |
| | | | 児童福祉法による障害児入所支援 | | | | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | 又は措置に関する情報であって規則で定めるもの |
| | | | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | | | 生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの |

附 則
この条例は、平成28年1月1日から施行する。

議案第86号

可児市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

可児市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年12月 1 日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市職員定数条例の一部を改正する条例

可児市職員定数条例（昭和57年可児市条例第22号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|---|---------------------|-------------|--|---------------------|------|
| <p>(定義)</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、<u>固定資産評価審査委員会及び教育委員会の事務部局並びに教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関に常時勤務する地方公務員で、一般職に属するものをいう。</u></p> | | | <p>(定義)</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び教育委員会の事務部局並びに教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関に常時勤務する地方公務員で、一般職に属するものをいう。</p> | | |
| <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表に掲げるところによる。</p> | | | <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表に掲げるところによる。</p> | | |
| 区分 | | 定数 | 区分 | | 定数 |
| 市長の事務部局 | (1) 事務部局（次号のものを除く。） | 449人 | 市長の事務部局 | (1) 事務部局（次号のものを除く。） | 500人 |
| | (2) 企業会計職員 | 兼 1人 21人 | | (2) 企業会計職員 | 30人 |
| 議会の事務部局 | | 6人 | 議会の事務部局 | | 8人 |
| 選挙管理委員会の事務部局 | | 1人 兼 6人 | 選挙管理委員会の事務部局 | | 1人 |
| 監査委員の事務部局 | | 3人 兼 1人 | 監査委員の事務部局 | | 4人 |

| | | | |
|---|------------|---|------|
| 農業委員会の事務局 | 4人 兼 1人 | 農業委員会の事務局 | 5人 |
| 固定資産評価審査委員会の事務局 | 兼 4人 | 教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関 | 48人 |
| 教育委員会の事務局 | 28人 | | |
| 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関 | 20人 | | |
| 合計 | 532人 | 合計 | 596人 |
| <p>2 次に掲げる職員は、前項に規定する職員の定数の外に置くものとする。 (1)～(3) (略)</p> | | <p>2 前項に規定する職員については、兼務させることができる。</p> <p>3 次に掲げる職員は、第1項に規定する職員の定数の外に置くものとする。 (1)～(3) (略)</p> | |

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第87号

可児市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

可児市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年12月 1 日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例

(可児市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 可児市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年可児市条例第4号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)及び(2) (略) (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する <u>条件付採用</u> になっている職員(規則で定める職員を除く。) (4)及び(5) (略) 3 (略) | (職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)及び(2) (略) (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する <u>条件付採用</u> になっている職員(規則で定める職員を除く。) (4)及び(5) (略) 3 (略) |
| (派遣職員の給与) 第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4項の職員をいう。以下同じ。))である派遣職員及び単 | (派遣職員の給与) 第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同じ。))である派遣職員及び単 |

| | |
|---|---|
| <p>純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。以下第6条までにおいて同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>（法第10条第1項に規定する条例で定める職員）</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> | <p>純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。以下第6条までにおいて同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>（法第10条第1項に規定する条例で定める職員）</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> |
|---|---|

（可児市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第2条 可児市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年可児市条例第3号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>（報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> | <p>（報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>職員の人事評価の状況</u></p> |

| | |
|------------------------------|------------------------|
| (2) (略) | (3) (略) |
| (3) (略) | (4) (略) |
| (4) (略) | (5) <u>職員の休業に関する状況</u> |
| (5) (略) | (6) (略) |
| (6) <u>職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u> | (7) (略) |
| (7) (略) | (8) <u>職員の退職管理の状況</u> |
| (8) (略) | (9) 職員の研修の状況 |
| | (10) (略) |
| | (11) (略) |

(可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年可児市条例第2号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (趣旨) | (趣旨) |
| 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第6項</u> の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。 | 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第5項</u> の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。 |
| (1週間の勤務時間) | (1週間の勤務時間) |
| 第2条 (略) | 第2条 (略) |
| 2及び3 (略) | 2及び3 (略) |
| 4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年条例第14号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員等」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 | 4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年 <u>可児市</u> 条例第14号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員等」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 |
| 5 (略) | 5 (略) |

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第88号

可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年12月 1 日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

(可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)
第1条 可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年可児町条例第21号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| 付 則 (他の法令による給付との調整) 第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障がい又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障がい又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給 | 付 則 (他の法令による給付との調整) 第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障がい又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障がい又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給 |

付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

| | | |
|------------|--|------|
| 傷病補償 年金 | 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。） | 0.75 |
| | 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。） | 0.75 |
| | 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。） | 0.89 |
| | 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。） | 0.73 |
| | 障害厚生年金（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。） | 0.86 |
| | 障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて国家公務員共済組合法（昭和33 | 0.88 |

付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

| | | |
|------------|---|------|
| 傷病補償 年金 | 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。） | 0.73 |
| | 障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。） | 0.86 |
| | 障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」とい | 0.88 |

| | | | | | |
|--------|---|------|--------|---|------|
| | 年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。)又は障害厚生年金が支給される場合を除く。) | | | う。)が支給される場合を除く。) | |
| | | | | 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。) | 0.75 |
| | | | | 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。) | 0.75 |
| | | | | 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」という。) | 0.89 |
| 障害補償年金 | 旧船員保険法の障害年金 | 0.74 | 障害補償年金 | 障害厚生年金等及び障害基礎年金 | 0.73 |
| | 旧厚生年金保険法の障害年金 | 0.74 | | 障害厚生年金等(当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。) | 0.83 |
| | 旧国民年金法の障害年金 | 0.89 | | 障害基礎年金(当該補償の事由となった障がいについて障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。) | 0.88 |
| | 障害厚生年金及び障害基礎年金 | 0.73 | | 旧船員保険法による障害年金 | 0.74 |
| | 障害厚生年金(当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。) | 0.83 | | 旧厚生年金保険法による障害年金 | 0.74 |
| | 障害基礎年金(当該補償の事由となった障がいについて障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。) | 0.88 | | 旧国民年金法による障害年金 | 0.89 |
| 遺族補償年金 | 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金 | 0.80 | 遺族補償年金 | 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成 | 0.80 |
| | 国民年金等改正法附則第78条 | 0.80 | | | |

| | |
|--|------|
| 第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金 | |
| 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金 | 0.90 |
| 厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。） | 0.80 |
| 遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。） | 0.84 |
| 遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金 | 0.88 |

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金た

| | |
|--|------|
| 24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。） | |
| 遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。） | 0.84 |
| 遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による遺族共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金 | 0.88 |
| 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金 | 0.80 |
| 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金 | 0.80 |
| 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金 | 0.90 |

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金た

る給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

| | |
|--|------|
| 旧船員保険法の障害年金 | 0.75 |
| 旧厚生年金保険法の障害年金 | 0.75 |
| 旧国民年金法の障害年金 | 0.89 |
| 障害厚生年金及び障害基礎年金 | 0.73 |
| 障害厚生年金（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。） | 0.86 |
| 障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。） | 0.88 |

る給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

| | |
|---|------|
| 障害厚生年金等及び障害基礎年金 | 0.73 |
| 障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。） | 0.86 |
| 障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。） | 0.88 |
| 旧船員保険法による障害年金 | 0.75 |
| 旧厚生年金保険法による障害年金 | 0.75 |
| 旧国民年金法による障害年金 | 0.89 |

（可児市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第2条 可児市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年可児町条例第13号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>付 則</p> <p>（他の<u>法律</u>による給付との調整）</p> <p>第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障がい又は死亡について次の表の左欄</p> | <p>付 則</p> <p>（他の<u>法令</u>による給付との調整）</p> <p>第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該<u>年金たる</u>損害補償の事由となった障がい又は死亡について次の</p> |

に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障がい又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障がい又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

| | | |
|------------|---|------|
| 傷病補償 年金 | 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下同じ。） | 0.73 |
|------------|---|------|

| | | |
|--|---|------------|
| 傷病補償 年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。） | 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。） | 0.73 |
| 傷病補償 年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。） | 障害厚生年金等及び障害基礎年金 | 0.82（第1級又は |

| | | | | | |
|--------|--|------|------------------------------------|---|--|
| | | | 18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限り。 | | 第2級の傷病等級に該当する障がいに係る傷病補償年金にあつては、0.81) |
| 障害補償年金 | 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金 | 0.73 | 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。） | 障害厚生年金等及び障害基礎年金 | 0.73 |
| | | | 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限り。） | 障害厚生年金等及び障害基礎年金 | 0.82（第1級又は第2級の障害等級に該当する障がいに係る障害補償年金にあつては、0.81) |
| 遺族補償年金 | 厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定により支給する遺族基礎年金を除く。以下同じ。） | 0.80 | 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。） | 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。） | 0.80 |

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障がい又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる障害補償の額から当該損害補償の事由となった障がい又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

| | | |
|------------|--------------------------------|------|
| 傷病補償 年金 | 厚生年金保険法の規定による 障害厚生年金 | 0.86 |
| | 国民年金法の規定による障害 基礎年金（当該損害補償の事 | 0.88 |

| | | |
|--|---|------|
| | 附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。） | |
| 遺族補償 年金（第 18条の2 に規定す る公務上 の災害に 係るもの に限 る。） | 遺族厚生年金等及び遺族基礎 年金 | 0.87 |

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障がい又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる障害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障がい又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

| | | |
|-------------------------------|--------------------------------|------|
| 傷病補償 年金（第 18条の2 に規定す | 障害厚生年金等 | 0.86 |
| | 障害基礎年金（当該損害補償 の事由となった障がいについ | 0.88 |

| | | | | | |
|--|--|--|---|---|---|
| | <p>由となった障がいにより国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この条において「国家公務員共済組合法等」という。）の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p> | | <p>る公務上の災害に係るものを除く。）</p> | <p>て平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち、障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）</p> | |
| | | | <p>傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限り。）</p> | <p>障害厚生年金等</p> | <p>0.91（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障がいに係る傷病補償年金にあつては、0.90）</p> |
| | | | | <p>障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障がいについて平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p> | <p>0.92（第1級の傷病等級に該当する障がいに係る傷病補償年金にあつては、</p> |

| | | | | | |
|--------|---|------|------------------------------------|--|--|
| | | | | | 0.91) |
| 障害補償年金 | 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金 | 0.83 | 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。） | 障害厚生年金等 | 0.83 |
| | 国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障がいにより国家公務員共済組合法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。） | 0.88 | | 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障がいについて平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。） | 0.88 |
| | | | 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限り。） | 障害厚生年金等 | 0.89（第1級又は第2級の障害等級に該当する障がいに係る障害補償年金にあつては、0.88） |
| | | | | 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障がいについて平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。） | 0.92（第1級の障害等級に該当する障がいに係る障害補償年金にあつては、0.91） |
| 遺族補償年金 | 厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金 | 0.84 | 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。） | 遺族厚生年金等 | 0.84 |
| | 国民年金法の規定による遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡により国家公務員共済組合法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金 | 0.88 | | 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺 | 0.88 |

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

| | | |
|------------------------------------|--|------|
| | 族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金 | |
| 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。） | 遺族厚生年金等 | 0.89 |
| | 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金 | 0.92 |

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障がい又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障がい又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障がい又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあつては、当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障がい又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあつては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支

これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

| | | |
|------------|---|------|
| 傷病補償 年金 | 国民年金等改正法附則第87条 第1項に規定する年金たる給 付に該当する障害年金（以下 「旧船員保険法の規定による 障害年金」という。） | 0.75 |
| | 国民年金等改正法附則第78条 第1項に規定する年金たる給 付に該当する障害年金（以下 「旧厚生年金保険法の規定に よる障害年金」という。） | 0.75 |
| | 国民年金等改正法附則第32条 第1項に規定する年金たる給 付に該当する障害年金（以下 「旧国民年金法の規定による 障害年金」という。） | 0.89 |

給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

| | | |
|--|--|---|
| 傷病補償 年金（第 18条の2 に規定す る公務上 の災害に 係るもの を除く。） | 国民年金等改正法附則第87条 第1項に規定する年金たる保 険給付のうち障害年金（以下 この表及び第6項の表におい て「旧船員保険法による障害 年金」という。） | 0.75 |
| | 国民年金等改正法附則第78条 第1項に規定する年金たる保 険給付のうち障害年金（以下 この表及び第6項の表におい て「旧厚生年金保険法による 障害年金」という。） | 0.75 |
| | 国民年金等改正法附則第32条 第1項に規定する年金たる給 付のうち障害年金（以下この 表及び第6項の表において 「旧国民年金法による障害年 金」という。） | 0.89 |
| 傷病補償 年金（第 18条の2 に規定す る公務上 の災害に 係るもの に限る。） | 旧船員保険法による障害年金 | 0.83（第 1級の傷 病等級に 該当する 障がい に係る傷 病補償年 金にあつ ては、 0.82） |
| | 旧厚生年金保険法による障害 年金 | 0.83（第 1級の傷 病等級に 該当する 障がい に係る傷 病補償年 金にあつ ては、 0.82） |

| | | | | | |
|--------|--------------------|------|------------------------------------|-----------------|---|
| | | | | 旧国民年金法による障害年金 | 0.93（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障がいに係る傷病補償年金にあつては、0.92） |
| 障害補償年金 | 旧船員保険法の規定による障害年金 | 0.74 | 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。） | 旧船員保険法による障害年金 | 0.74 |
| | 旧厚生年金保険法の規定による障害年金 | 0.74 | | 旧厚生年金保険法による障害年金 | 0.74 |
| | 旧国民年金法の規定による障害年金 | 0.89 | | 旧国民年金法による障害年金 | 0.89 |
| | | | 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限り。） | 旧船員保険法による障害年金 | 0.83（第1級の障害等級に該当する障がいに係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障がいに係る障害補償年金にあつては0.82） |
| | | | | 旧厚生年金保険法による障害年金 | 0.83（第1級の障害等級に該当する |

| | | | | | |
|--------|--|------|------------------------------------|--|---|
| | | | | | 障がいに係る障害補償年金にあっては0.81、第2級の障害等級に該当する障がいに係る障害補償年金にあっては0.82) |
| | | | | 旧国民年金法による障害年金 | 0.93（第1級又は第2級の障害等級に該当する障がいに係る障害補償年金にあっては、0.92) |
| 遺族補償年金 | 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金 | 0.80 | 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。） | 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金 | 0.80 |
| | 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金 | 0.80 | | 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金 | 0.80 |
| | 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金 | 0.90 | | 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金 | 0.90 |
| | | | 遺族補償年金（第18条の2 | 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金 | 0.87 |

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

| | | |
|-----------------------|--|------|
| に規定する公務上の災害に係るものに限り、) | 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金 | 0.87 |
| | 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金 | 0.93 |

4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障がい又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる年金たる給付の額を控除した残額を支給する。

(1)及び(2) (略)

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は国民年金法の規定による障害基礎年金の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、第1項又は第2項に規定する場合に応じ、それぞれ第1項又は第2項に規定する傷病補償年金について定める率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障がい又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる法律による年金たる給付の額を控除した残額を支給する。

(1)及び(2) (略)

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあつては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

| | |
|---|------|
| 障害厚生年金等及び障害基礎年金 | 0.73 |
| 障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。） | 0.86 |
| 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障がいについて障害厚生年金等又は平成 | 0.88 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---------------------------------------|--------------------|--|------------------|--|--|---------------|-----|-----------------|--|---------------|--|
| <p>6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。</p> | <table border="1"> <tr> <td>24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）</td> <td></td> </tr> </table> | 24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。） | | | | | | | | | | | |
| 24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。） | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>旧船員保険法の規定による障害年金</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>旧厚生年金保険法の規定による障害年金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧国民年金法の規定による障害年金</td> <td></td> </tr> </table> | 旧船員保険法の規定による障害年金 | (略) | 旧厚生年金保険法の規定による障害年金 | | 旧国民年金法の規定による障害年金 | | <table border="1"> <tr> <td>旧船員保険法による障害年金</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>旧厚生年金保険法による障害年金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧国民年金法による障害年金</td> <td></td> </tr> </table> | 旧船員保険法による障害年金 | (略) | 旧厚生年金保険法による障害年金 | | 旧国民年金法による障害年金 | |
| 旧船員保険法の規定による障害年金 | (略) | | | | | | | | | | | | |
| 旧厚生年金保険法の規定による障害年金 | | | | | | | | | | | | | |
| 旧国民年金法の規定による障害年金 | | | | | | | | | | | | | |
| 旧船員保険法による障害年金 | (略) | | | | | | | | | | | | |
| 旧厚生年金保険法による障害年金 | | | | | | | | | | | | | |
| 旧国民年金法による障害年金 | | | | | | | | | | | | | |
| <p>7 (略)</p> | <p>7 (略)</p> | | | | | | | | | | | | |

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）及び可児市消防団員等公務災害補償条例（以下「新消防団員等条例」という。）の規定は、平成27年10月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 新条例付則第5条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

2 この条例による改正前の可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「旧条例」という。）付則第5条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）第2条の規定による改正前の

国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下「平成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条年金のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条年金のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例付則第5条第1項の規定は、適用しない。

第3条 新消防団員等条例付則第5条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

2 この条例による改正前の可児市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧消防団員等条例」という。）付則第5条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新消防団員等条例の適用を受ける者に支給された旧消防団員等条例の規定に基づく年金たる損害補償及び休業補償は、新消防団員等条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。

議案第89号

可児市税条例の一部を改正する条例の制定について

可児市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年12月 1 日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市税条例の一部を改正する条例

可児市税条例（昭和35年可児町条例第14号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--------------------------------|---|
| <p>(課税漏れ等の取扱い) 第5条 (略)</p> | <p>(課税漏れ等の取扱い) 第5条 (略) <u>(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)</u> <u>第5条の2 法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）をする期間内又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項から第4項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月。以下この節において同じ。）ごとに分割納付又は分割納入する方法とする。</u> <u>2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期</u></p> |

限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第5条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年

度、種類、納期限及び金額

(3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

(4) 当該猶予を受けようとする期間

(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）

(6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3箇月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3箇月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第5条の4 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予をする期間内又は法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月ごとに分割納付又は分割納入する方法とする。

2 第5条の2第2項から第4項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5

項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第5条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6箇月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予をする期間内又は法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間を延長する期間内の各月ごとに分割納付又は分割納入する方法とする。

3 第5条の2第2項から第4項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第5条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に

規定する条例で定める書類は、第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第5条の3第1項第6号に掲げる事項

(2) 第5条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第5条の6 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 猶予に係る金額が100万円以下である場合

(2) 猶予期間が3箇月以内である場合

(3) 担保を徴することができない特別の事情がある場合

(市民税の納税義務者等)

第11条 (略)

2 (略)

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第18条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規

(市民税の納税義務者等)

第11条 (略)

2 (略)

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第18条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

定を適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の可児市税条例（以下「新条例」という。）第5条の2、第5条の3及び第5条の6（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「平成28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に申請される平成28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「平成28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第5条の4及び第5条の6（平成28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた平成28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第5条の5及び第5条の6（平成28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

議案第90号

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

可児市国民健康保険税条例（昭和36年可児町条例第16号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> | <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、<u>氏名及び個人番号</u>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> |

附 則

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の可児市国民健康保険税条例の規定は、施行の日以後に提出する国民健康保険税の減免に係る申請書について適用する。

議案第91号

可児市文化創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市文化創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年12月 1 日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市文化創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

可児市文化創造センターの設置及び管理に関する条例（平成17年可児市条例第83号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--------------------------|---|
| 可児市文化創造センターの設置及び管理に関する条例 | 可児市文化創造センター条例 <u>文化芸術は、豊かな人間性を養い、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものであり、人々が文化芸術を通して様々な価値観を認め合い、他者と共感し、理解し合うことで、共に社会で生きていく基盤が形成される。</u> <u>また、文化芸術は、年齢若しくは性別又は障がいの有無、国籍その他の個人を取り巻くいかなる社会的状況にかかわらず、全ての人に社会参加の機会を開き、社会包摂に資するものである。</u> <u>こうした中で、可児市文化創造センターは、その文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための</u> |

地域の文化拠点の場として機能していかななくてはならない。

さらに、可児市文化創造センターは、誰もが同じように利用できる公共財であることから、全ての市民に社会参加の機会を開き、生きる意欲を醸成することで、潤いと誇りを感じることができる心豊かな生活を実現し、活力ある地域社会の発展を支える場としての機能も求められている。

そこで、可児市文化創造センターを地域の文化拠点と位置付け、その役割及び機能を最大限に生かし、文化芸術を通して全ての市民が地域社会で生き生きと暮らすことのできるまちづくりに寄与するため、ここに可児市文化創造センター条例を制定する。

(趣旨)

第1条 この条例は、可児市文化創造センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 心豊かな地域文化の創造と振興に寄与するため、可児市文化創造センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 (略)

(設置)

第1条 心豊かな地域文化の創造と振興を図り、文化芸術を通して全ての市民が地域社会で生き生きと暮らすことのできるまちづくりに寄与するため、可児市文化創造センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 (略)

(事業)

第3条 センターの事業は、次のとおりとする。

(1) 文化芸術事業の企画及び実施に関する事業

(2) 市民の文化芸術活動の支援に関する

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 文化芸術事業の企画及び実施並びに市民の文化芸術活動の支援に関する業務

(2)～(4) (略)

別表（第8条、第13条関係）

センター施設利用料金限度額

| 区分 | 利用料金（円） | | | | | | |
|-------|-------------------|--------------|------------------|--------------|------------------|------------------|------------------|
| | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前と午後 | 午後と夜間 | 全日 | |
| | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後10時30分まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後10時30分まで | 午前9時から午後10時30分まで | 午前9時から午後10時30分まで |
| (略) | | | | | | | |
| 美術ロフト | 占用しないで使用する場合 | 500 | 900 | 1,100 | 1,300 | 1,900 | 2,400 |
| 美術ロフト | 入場料の額が1,000円以下の場合 | (略) | | | | | |

事業

(3) その他文化芸術を通したまちづくりのために必要な事業

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条に規定する事業に関する業務

(2)～(4) (略)

2 指定管理者は、前項第1号に掲げる業務を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 全ての市民に社会参加の機会を開く観点から行うこと。

(2) 地域社会の絆の維持及び強化を図る観点から行うこと。

別表（第8条、第13条関係）

センター施設利用料金限度額

| 区分 | 利用料金（円） | | | | | |
|-------|-------------------|--------------|------------------|--------------|------------------|------------------|
| | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前と午後 | 午後と夜間 | 全日 |
| | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後10時30分まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後10時30分まで | 午前9時から午後10時30分まで |
| (略) | | | | | | |
| 美術ロフト | 入場料の額が1,000円以下の場合 | (略) | | | | |

| | | | | | | | |
|---------------------|--|-----------------|--------|--------------|------------------|------------------|--------|
| (略) | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | |
| 水と緑の広場 | 入場料の無料額が1,000円以下の場合 | | | | | | |
| 広場 | 入場料の額が1,000円を超える場合 | 18,500 | 24,600 | 27,700 | 41,000 | 49,700 | 67,300 |
| | 入場料の額が1,000円を超えない場合 | 1平方メートルにつき1時間2円 | | | | | |
| 区分 | 利用料金（円） | | | | | | |
| | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前と午後 | 午後と夜間 | 全日 | |
| | 午前9時から午後10時30分までの間の1時間ごと（ただし、毎正時で区切る。） | | | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後10時30分まで | 午前9時から午後10時30分まで | |
| ミキシングルーム・スタジオ | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 7,800 | 9,200 | 13,100 | |
| 映像編集室・スタジオ | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 7,800 | 9,200 | 13,100 | |
| 音楽練習室① | (略) | | | | | | |
| (略) | | | | | | | |
| デジタルアト工房（パソコン1台につき） | (略) | | | | | | |
| (略) | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | |
| 1～7 (略) | | | | | | | |

| | | | | | | |
|---------|--|----|----|--------------|------------------|------------------|
| (略) | | | | | | |
| (略) | | | | | | |
| 区分 | 利用料金（円） | | | | | |
| | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前と午後 | 午後と夜間 | 全日 |
| | 午前9時から午後10時30分までの間の1時間ごと（ただし、毎正時で区切る。） | | | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後10時30分まで | 午前9時から午後10時30分まで |
| 音楽練習室① | (略) | | | | | |
| (略) | | | | | | |
| 研修室 | (略) | | | | | |
| (略) | | | | | | |
| 備考 | | | | | | |
| 1～7 (略) | | | | | | |

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第92号

可児市兼山生き生きプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市兼山生き生きプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年12月 1 日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市兼山生き生きプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

可児市兼山生き生きプラザの設置及び管理に関する条例（平成17年可児市条例第42号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 プラザの施設（付属の設備を含む。）又は備品（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、許可を受けなければならない。<u>使用の許可</u>を受けた者（以下「使用者」という。）が<u>その許可</u>に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、<u>前項の許可</u>に、プラザの管理上必要な条件を付けることができる。</p> | <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 プラザの施設（付属の設備を含む。）又は備品（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、<u>使用の許可</u>（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。<u>使用許可</u>を受けた者（以下「使用者」という。）が<u>使用許可</u>に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、<u>使用許可</u>に、プラザの管理上必要な条件を付けることができる。</p> |
| <p>(使用の制限)</p> <p>第5条 市長は、<u>前条第1項の許可</u>を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>同項の許可</u>をしない。</p> | <p>(使用の制限)</p> <p>第5条 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしないものとする。</u></p> |

(1)～(7) (略)

(使用許可に関する遵守事項)

第6条 使用者は、許可を受けた目的以外の目的に使用し、又は使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

2 使用者は、許可を受けた時間を超えて施設等を使用してはならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 許可に付した条件に違反したとき。

(3) (略)

(4) 偽りその他不正の手段により、使用の許可を受けたことが明らかになったとき。

(5) (略)

2 (略)

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、プラザの使用を終了したときは、直ちに使用場所等を原状に回復しなければならない。第7条第1項の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

(1)～(7) (略)

(使用許可に関する遵守事項)

第6条 使用者は、使用許可を受けた目的以外の目的に使用し、又は使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

2 使用者は、使用許可を受けた時間を超えて施設等を使用してはならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可に係る事項を変更し、又は使用許可を取り消し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則その他プラザが適用を受ける公の施設の管理に関する規則の規定に違反したとき。

(2) 使用許可に付した条件又は使用許可を受けた使用の目的に違反したとき。

(3) (略)

(4) 偽りその他不正の手段により、使用許可を受けたことが明らかになったとき。

(5) (略)

2 (略)

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、プラザの使用を終了したときは、直ちに使用場所等を原状に回復しなければならない。第7条第1項の規定により使用許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

(入場等の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、施設への入場を拒絶し、又は施設からの退去を命ずることができる。

(1)～(5) (略)

(6) 規則に定める遵守事項を守らない者

(7) (略)

別表 (第8条関係)

プラザ使用料金表

| 部屋 | | 使用料 (1時間につき) |
|-----|---------|--------------|
| (略) | | |
| 二階 | ITルーム | (略) |
| | ひよっこルーム | 320円 |
| (略) | | |

(入場等の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、施設への入場を拒絶し、又は施設からの退去を命ずることができる。

(1)～(5) (略)

(6) この条例又はこの条例に基づく規則
その他プラザが適用を受ける公の施設
の管理に関する規則の規定に違反する
者

(7) (略)

別表 (第8条関係)

プラザ使用料金表

| 部屋 | | 使用料 (1時間につき) |
|-----|-----|--------------|
| (略) | | |
| 二階 | 会議室 | (略) |
| | | |
| (略) | | |

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第93号

可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

可児市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年12月 1 日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市介護保険条例の一部を改正する条例

可児市介護保険条例（平成12年可児市条例第17号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> | <p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、<u>住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2)及び(3) (略)</p> |
| <p>(保険料の減免)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法によ</p> | <p>(保険料の減免)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法によ</p> |

| | |
|--|---|
| <p>り保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名<u>及び住所</u></p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> | <p>り保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、<u>住所及び個人番号</u></p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> |
|--|---|

附 則

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の可児市介護保険条例の規定は、施行の日以後に提出する保険料の徴収猶予及び減免に係る申請書について適用する。

議案第94号

可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定について

可児市小口融資条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年12月 1 日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市小口融資条例の一部を改正する条例

可児市小口融資条例（昭和43年可児町条例第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(申込人の資格)</p> <p>第4条 この条例において「小規模企業者」とは、次の要件を満たす個人又は法人をいう。</p> <p>(1) 市内に店舗、工場又は事業所を有し、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）<u>第2条第3項</u>に規定する小規模企業者であって、市内で1年以上引き続き同一事業を営むもの</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> | <p>(申込人の資格)</p> <p>第4条 この条例において「小規模企業者」とは、次の要件を満たす個人又は法人をいう。</p> <p>(1) 市内に店舗、工場又は事業所を有し、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）<u>第2条第3項第1号から第6号までに</u>規定する小規模企業者であって、市内で1年以上引き続き同一事業を営むもの</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第95号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

平成27年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

記

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 指定管理者を指定する施設 | 可児市文化創造センター |
| 2 | 指定管理者の名称等 | 可児市下恵土3433番地139 公益財団法人可児市文化芸術振興財団 理事長 高木 伸二 |
| 3 | 指定の期間 | 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで |

議案第96号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

平成27年12月 1 日提出

可児市長 富田 成輝

記

- | | |
|----------------|---|
| 1 指定管理者を指定する施設 | 可児市児童館（広見児童センター、帷子児童センター、桜ヶ丘児童センター及び兼山児童館） |
| 2 指定管理者の名称等 | 東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6 番地 3 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 代表取締役 白田 豊彦 |
| 3 指定の期間 | 平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで ただし、広見児童センターについては平成28年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで |

議案第97号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

平成27年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

記

- | | |
|----------------|---|
| 1 指定管理者を指定する施設 | 可児市老人福祉センター可児川苑 |
| 2 指定管理者の名称等 | 可児市今渡682番地1 公益社団法人可児市シルバー人材センター 理事長 澤野 隆司 |
| 3 指定の期間 | 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで |

議案第98号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

平成27年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

記

- | | |
|----------------|---|
| 1 指定管理者を指定する施設 | 可児市老人福祉センター福寿苑及び福寿苑デイサービスセンター |
| 2 指定管理者の名称等 | 可児市今渡682番地1 社会福祉法人可児市社会福祉協議会 会長 奥村 啓明 |
| 3 指定の期間 | 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで |

議案第99号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

平成27年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

記

- | | |
|----------------|---|
| 1 指定管理者を指定する施設 | 可児市老人福祉センターやすらぎ館 |
| 2 指定管理者の名称等 | 可児市今渡682番地1 公益社団法人可児市シルバー人材センター 理事長 澤野 隆司 |
| 3 指定の期間 | 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで |

議案第100号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

平成27年12月 1 日提出

可児市長 富田 成輝

記

- | | |
|----------------|---|
| 1 指定管理者を指定する施設 | 可児川苑デイサービスセンター |
| 2 指定管理者の名称等 | 美濃加茂市下米田町東栃井81番地2 社会福祉法人慈恵会 理事長 山田 實紘 |
| 3 指定の期間 | 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで |

議案第101号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

平成27年12月 1 日提出

可児市長 富田 成輝

記

- | | |
|----------------|---|
| 1 指定管理者を指定する施設 | やすらぎ館デイサービスセンター |
| 2 指定管理者の名称等 | 美濃加茂市下米田町東栃井81番地2 社会福祉法人慈恵会 理事長 山田 實紘 |
| 3 指定の期間 | 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで |

議案第102号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

平成27年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

記

- | | |
|----------------|---|
| 1 指定管理者を指定する施設 | ふれあいの里可児 |
| 2 指定管理者の名称等 | 可児市今渡682番地1 社会福祉法人可児市社会福祉協議会 会長 奥村 啓明 |
| 3 指定の期間 | 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで |

議案第103号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

平成27年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

記

- | | |
|----------------|--|
| 1 指定管理者を指定する施設 | 可児市市民公益活動センター |
| 2 指定管理者の名称等 | 可児市下恵土5166番地1 特定非営利活動法人可児市NPO協会 理事長 山口 由美子 |
| 3 指定の期間 | 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで |

議案第104号

訴えの提起について

滞納学校給食費の支払いを求める訴えを次のとおり提起する。

平成27年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

記

1 相手方

2 訴えの趣旨

滞納学校給食費の支払いを求める。

3 訴訟の方針

必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。

議案第105号

訴えの提起について

滞納学校給食費の支払いを求める訴えを次のとおり提起する。

平成27年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

記

1 相手方

2 訴えの趣旨

滞納学校給食費の支払いを求める。

3 訴訟の方針

必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。

議案第106号

訴えの提起について

滞納学校給食費の支払いを求める訴えを次のとおり提起する。

平成27年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

記

1 相手方

2 訴えの趣旨

滞納学校給食費の支払いを求める。

3 訴訟の方針

必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。

議案第107号

市道路線の廃止について

市道の路線を次のとおり廃止する。

平成27年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

記

| 路線名 | 起 点 | 重要な経過地 |
|--------|---------|--------|
| | 終 点 | |
| 6012号線 | 可児市土田字渡 | |
| | 可児市土田字渡 | |

議案第108号

市道路線の認定について

市道の路線を次のとおり認定する。

平成27年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

記

| 路線名 | 起 点 | 重要な経過地 |
|--------|---------|--------|
| | 終 点 | |
| 6151号線 | 可児市土田字渡 | |
| | 可児市土田字渡 | |